

秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第53号

秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する条例

(秋田市立学校使用料条例の一部改正)

第1条 秋田市立学校使用料条例(昭和23年秋田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「430円」を「640円」に、「100円」を「150円」に、「210円」を「310円」に改める。

(秋田市太平山自然学習センター条例の一部改正)

第2条 秋田市太平山自然学習センター条例(平成15年秋田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表宿泊室の項中「2,200円」を「2,600円」に、「1,100円」を「1,300円」に改め、同表テントサイトの項中「1,200円」を「1,800円」に改め、同表浴室の項中「100円」を「150円」に改め、同表の備考の3中「300円」を「340円」に、「150円」を「170円」に改め、同表の備考の6中「100円」を「110円」に改め、別表の2の表中

「	<table border="1"><tr><td>800円</td></tr><tr><td>600円</td></tr><tr><td>1,200円</td></tr><tr><td>500円</td></tr><tr><td>300円</td></tr></table>	800円	600円	1,200円	500円	300円	を	<table border="1"><tr><td>1,200円</td></tr><tr><td>900円</td></tr><tr><td>1,800円</td></tr><tr><td>750円</td></tr><tr><td>450円</td></tr></table>	1,200円	900円	1,800円	750円	450円	に改める。
800円														
600円														
1,200円														
500円														
300円														
1,200円														
900円														
1,800円														
750円														
450円														

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秋田市立学校使用料条例および第2条の規定による改正後の秋田市太平山自然学習センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。